

—— 「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします ——

ホミック通信

Vol.22

かき氷号

2014.7

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

かき氷がブームだそうです。

子どもの頃カルピスをかけて食べるのが大好きでしたが、
しばらく食べてないなー。

ちょっと調べてみると、東京にはかき氷専門店もあるそうです。
一気に涼感を与えてくれて、真夏日の午後にはご馳走ですね。
今は大人になったから、やっぱり宇治金時ですかね～

■ 会社オーナーの遺言と任意後見

会社を所有している経営者の方は、恐らく「遺言」についてはお考えになったことは多いと思います。

自分の死後、会社を誰に譲りたいのか、親族の誰かなのか、場合によっては従業員の1人かも知れませんが、そのための方法として「遺言」は真っ先に頭に浮かぶことと思います。相続税のことも含めて、税理士とも相談されているかも知れません。

「死」は突然訪れることもあります。円滑な事業承継のために「遺言」作成を検討されることをお奨めします。

ところで、認知症などで判断能力を失ってしまった場合はどうでしょう。遺言は死後のことしか決められませんから、まだ効力は生じません。こうした場合には、任意後見契約の利用が有効です。

任意後見契約とは、判断能力が低下したときに備え、財産の管理や介護契約や医療契約といったさまざまな契約について、自分の希望を実現できるように、あらかじめ第三者(任意後見人)に依頼しておく契約をいいます。

オーナー社長の場合、判断能力の低下により、自分自身が保有する株式の権利行使について意思表示ができなくなると、会社の存続に関わる事態となることも想定されます。具体的には、認知症になってしまった自分の後任の代表者を決めることもできなくなるのです。

議論はありますが、任意後見契約の中で定めておけば、任意後見人が自分自身に代わって議決権の行使することも可能であると言われていています。その際に、どのように議決権を行使して欲しいのか、しっかりと任意後見人に伝えておくのです。

こうしたオーナー社長の任意後見契約については、会社の定款や持ち株割合、財務状況などとも関係しますので、総合的にプランを検討することが重要です。成年後見実務だけでなく、会社法務、税務、財務の面から、慎重に案を練らなくてはなりません。

会社組織にしていない個人事業主の方も、認知症などになってしまうと借入れができずに事業が動かなくなってしまうなど、色々な問題が発生するリスクがあります。かつて本人確認法がなかった時代には問題ではなかったかも知れませんが、今は事情が異なります。何か対策を取っておけば・・・という実例もありますので、早めの検討をお奨めします。

遺言も任意後見契約も、判断能力が十分なうちにすることが大切です。この記事が、ご自身のエンディングについて考えるきっかけになれば幸いです。

北 浜 ラ ショウ チ 事 情

堺筋を東へ向かい、開平小学校の隣りにある中華ダイニングバル「ぱんだ」。大阪の有名中華料理店出身のシェフが数年前にオープンされました。

ちょっと年季の入ったテーブル席に着いて真っ先に出てきたのはジョッキに入ったジャスミンティー。並々注がれたそれを味わっていると注文をした『ハーフ&ハーフ定食』が登場。定食二つを半量ずつ載っていて、かなりのボリュームです。この日のメインの一つは「豚しゃぶのサラダ仕立てピリ辛ラー油ソース」ということでしたが、ソースが辛い!しかし癖になる!とても白いご飯の進む一品でした。店内の至るところに飾られたパンダの置き物たちに見つめられながら、お昼から満足のいく中華料理をいただけます。(つづく)

司法書士の仕事

- 不動産登記
 - 商業・法人登記
 - 裁判
 - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
 - 設立・役員変更など
 - 訴訟・調停・和解・破産など
 - 任意後見契約・遺言・死後事務など